

長野県と株式会社商工組合中央金庫との包括連携協定書

長野県（以下「甲」という。）及び株式会社商工組合中央金庫（以下「乙」という。）は、県内産業の成長及び地域経済の持続的発展を図ることを目的として、次のとおり包括連携協定（以下「本協定」という。）を締結する。

（目的）

第1条 本協定は、甲及び乙が相互に緊密な連携及び協力を図り、乙の全国ネットワークを活用した県内企業の成長支援、域外需要の獲得及び新たな事業機会の創出を促進することにより、地域経済の維持・発展に寄与することを目的とする。

（連携事項）

第2条 甲及び乙は、前条の目的を達成するため、次に掲げる事項について連携及び協力を行うものとする。

- （1）産業クラスターの形成（地域未来戦略）に関する事
- （2）AI・DX・デジタル活用による県内企業の生産性向上に関する事
- （3）スタートアップ及び新事業創出の支援に関する事
- （4）脱炭素化・GX（グリーントランスフォーメーション）の推進に関する事
- （5）県内企業の成長を支える県外・海外展開の促進及び取引適正化に関する事
- （6）事業承継・M&A 支援による企業成長と地域経済の維持に関する事
- （7）前各号に掲げるもののほか、目的を達成するために必要と認められる事

2 甲及び乙は、前項各号に定める連携事項に係る取組を効果的に推進するため、定期的に協議を行うものとし、具体的な取組内容、実施方法及び役割並びに当該取組に伴い創出される成果物の権利の取扱いについては、社会経済情勢の変化等に応じ機動的かつ柔軟に連携するものとし、甲乙協議の上、取組ごとに別途取り決めるものとする。

3 甲及び乙は、協定の目的を達成するため、第1項各号に定める連携事項を、第2項の協議による決定に従い、各自が自らの責任において誠実に遂行するものとする。

（情報の共有）

第3条 甲及び乙は、本協定に基づく取組を円滑かつ効果的に推進するため、全国的な動向、先進事例及び企業情報を含む必要な情報の共有に努めるものとする。

(守秘義務)

第4条 甲及び乙は、本協定に基づく活動において、相手方より知り得た秘密事項について、本協定の有効期間中及び有効期間終了後を問わず、第三者に対し開示又は漏洩してはならない。ただし、事前に相手方の承諾を得た場合は、この限りではない。

(協定の期間)

第5条 本協定の有効期間は、締結の日から 令和 11 年（2029 年）3 月 31 日までとする。ただし、有効期間満了の日の 2 か月前までに、甲及び乙により連携の方向性を確認し合意があった場合は任意の期間を更新できるものとする。

(協定の見直し)

第6条 甲又は乙のいずれかが、本協定の内容について変更を申し出たときは、その都度甲乙協議の上、変更を行うものとする。

(協議)

第7条 本協定に定めのない事項又は本協定に疑義が生じた場合には、甲乙誠意をもって協議し、解決を図るものとする。

本協定の締結を証するため、本書 2 通を作成し、甲乙署名の上、各自 1 通を保有する。

令和 8 年 9 月 3 日

甲

長野県長野市大字南長野字幅下 6 9 2 の 2
長野県知事

乙

東京都中央区八重洲 2 丁目 1 0 番 1 7 号
株式会社商工組合中央金庫
代表取締役社長 グループ CEO